

# 概要(実績評価書(案)のポイント)

## 施策目標 I - 3 - 2

医療安全確保対策の推進を図ること

# 確認すべき主な事項（実績評価書）

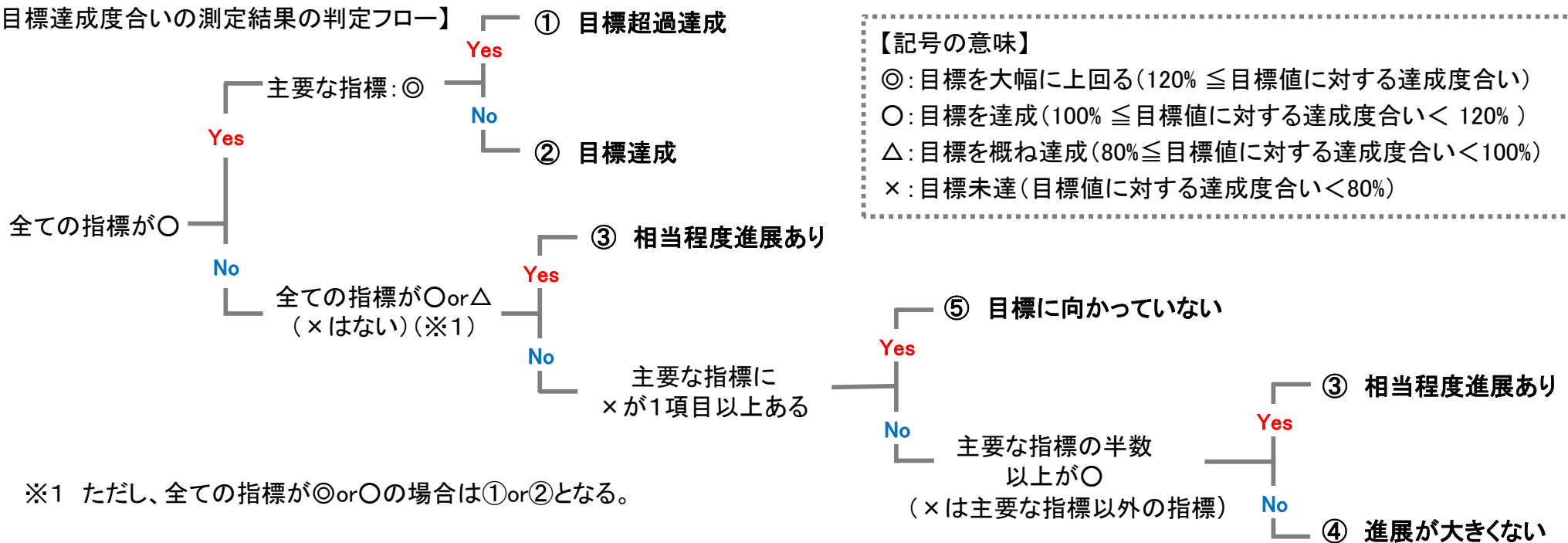
測定指標について	
1	各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。 (注1)当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。
有効性の評価について	
2	目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。
3	目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。
4	外部要因等の影響について、適切に分析されているか。
効率性の評価について	
5	目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。 (注2)複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。
6	施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。
7	目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。
現状分析について	
8	各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。
次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直し)について	
9	目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。
10	過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。
11	現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。
12	各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」(①もしくは②に該当する場合を除く)、</li> <li>もしくは、</li> <li>主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの</li> </ul>
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

### 【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



### 【記号の意味】

- ◎: 目標を大幅に上回る(120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
- : 目標を達成(100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
- △: 目標を概ね達成(80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
- ×: 目標未達(目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

### 【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

### （参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
  - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
  - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
  - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

### （参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

### （参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

【有効性の評価】

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・解明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・解明する。
  - ① 目標数値の水準設定の妥当性
  - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
  - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
  - ④ 予算執行面における問題点

【効率性の評価】

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

【現状分析】

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

# 【概要】令和4年度実績評価書（案）（施策目標 I-3-2）

基本目標 I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標3：医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

**施策目標2：医療安全確保対策の推進を図ること**

## 現状(背景)

### 1. 医療事故等の状況

- 2022(令和4)年の医療事故調査制度における医療事故発生報告件数は300件。
- 2022(令和4)年の医療事故情報収集等事業における事故等事案報告件数は5,313件。

### 2. 原因究明と再発防止

- 1) 病院等の医療安全管理体制
  - 2) 医療事故情報収集等事業
  - 3) 医療事故調査制度
  - 4) 産科医療補償制度
- ⇒医療機関に情報をフィードバック  
⇒院内医療安全対策の検討・実施に活用

### 3. 医療安全の推進のための取組

- 1) 診療報酬制度による評価
  - 2) 医療安全支援センター
- ※医療安全支援センター等の医療相談窓口では年間約10万件超の相談・苦情対応を実施。

#### 課題 1

医療事故情報収集等事業等の制度を通じ、各医療機関で医療安全における平時の質を改善・医療安全向上を図っていく必要

#### 達成目標1

医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 医療事故情報収集等事業における公開データ事例検索、医療安全情報、報告書・年報のWebアクセス件数（アウトプット）**
- 2 産科医療補償制度の再発防止に関する分析件数（アウトプット）**

【参考指標】

- 3 医療事故調査制度における医療事故発生報告件数（アウトカム）
- 4 医療事故情報収集等事業における医療事故報告件数（アウトカム）
- 5 産科医療補償制度における補償対象件数（アウトカム）

#### 課題 2

- ①医療機関の医療安全管理体制の確保、国民の医療に関する不安・不満への対応を促進する必要
- ②医療機関、患者・住民の双方に関わる医療安全支援センターが広く患者・住民に周知され、有効に機能する必要

#### 達成目標2

医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 6 「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合（アウトプット）
- 7 医療安全支援センターへの相談件数（アウトプット）**
- 8 院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数の割合（アウトプット）
- 9 病院の立入検査における検査項目（事故報告等、医療の安全の確保を目的とした改善のための方策）の遵守率（アウトプット）

# 【概要】令和4年度実績評価書（案）（施策目標Ⅰ-3-2）

## 総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】

指標1: (×) (目標達成率69%) 指標2: ○ (目標達成率109%)

【達成目標2 医療の安全確保のための体制整備】

指標6: (○) (令和3年度までの実績) 指標8: ○ (目標達成率111%)

指標7: (△) (令和3年度までの実績) 指標9: (○) (令和3年度までの実績)

【目標達成度合いの測定結果】

⑤(目標に向かっていない)

【総合判定】

C(達成に向けて進展がない)

(判定理由)

- ・ 主要な指標(指標1)の達成状況が「×」
- ・ 以上より、判定ルールに則り、達成度合いは上記のとおり判断。

## 施策の分析

### 《有効性の評価》

【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】

- ・ 指標1の目標未達要因として、Webアクセス件数として捕捉できない方法(運営主体から送付されるメールのリンク先からアクセスする方法や医療機関内での共有等)で当該事業の情報を入手できることが考えられる。一方で医療事故報告件数(参考指標4)は年々増加し医療事故報告が定着してきているほか、各医療機関において医療安全体制の見直しを図るための豊富な情報が、各医療機関にフィードバックされている。
- ・ 指標2について、産科医療補償制度の補償対象と認定した全事例について医学的な観点から分析が実施された上で、複数の事例から見えてきた知見等による再発防止策等の提言がとりまとめられ分娩機関等に提供されている。

【達成目標2 医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備】

- ・ 指標6について、医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者の配置が加算要件であり、当該加算算定施設数の増加は、当該研修を受講した医療安全管理者の増加を示唆している。
- ・ 指標7の目標未達要因としては、相談業務は対面で行われることもあり、新型コロナウイルス感染症の影響が一定数あると考えられる。一方で、実績は一貫して基準値以上を維持しており、令和3年度は令和2年度より実績が増加していることを踏まえると、医療安全の確保に関する必要な情報提供や支援が行えていると考えられる。
- ・ 指標8は、平成30年度以降実績が年々増加しており、また令和4年度は目標を達成している。
- ・ 指標9について、直近3年の実績が高い水準を維持しており、また、令和4年度は目標達成見込みである。

### 《効率性の評価》

- ・ 指標1については、平成30年度以降予算額がほぼ一定であるなか、参考指標4の実績値は年々増加しており、より多くの事例が集まることで医療安全情報に活かされるものと思量。
- ・ 指標2及び指標7については、平成30年度以降予算額がほぼ一定であるにも関わらず、実績数については毎年度目標値を達成。
- ・ 指標6については、平成30年度以降予算額と執行額がほぼ一定であるにも関わらず、医療従事者等への啓発活動等を実施することなどにより加算届出医療機関数が増加。
- ・ 指標8については、令和3年度より予算額が約1200万円削減している中でも目標を達成。
- ・ 指標9については、立入検査結果の集計システムに係る予算はほぼ横ばいで推移しているが、毎年度、指標である立入検査項目の遵守率が高い水準を維持

## 現状分析

### 【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】

- ・ **医療事故情報収集等事業に係るWebアクセス(指標1)**について、引き続きより多くの事例を医療安全として情報発信するために、**同事業の医療事故報告件数(参考指標4)の実績値増加も含めた事業の取組を行うことで、実態を把握し、医療機関においてPDCAの取組が行うことができるよう、引き続き事業の周知に努める必要。**

一方で、アクセス件数として捕捉できない方法での情報入手が可能であることにより、本指標は各医療機関等への情報提供の状況が正確に測れないものとなっていることが疑われ、**引き続き主要な指標とすることは妥当ではないと考えられる。**

- ・ **産科医療補償制度の再発防止に関する分析(指標2)**について、毎年度実績値は増加し目標値を達成していることから、**分娩時の医療事故の再発防止に向けた取組が順調に進展。**更なる実績値の向上に向け、引き続き、産科補償制度の補償対象となる事例について、医学的な観点から原因分析を行い、再発防止及び普及啓発に努める。

### 【達成目標2 医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備】

- ・ **診療報酬の「医療安全対策加算」(指標6)**について、届出医療機関数は増加してきている。**第8次医療計画で医療事故調査制度に関する研修を管理者が受講した医療施設数の割合を目標として記載することを都道府県に求めており、これにより医療従事者、特に管理者に対して医療安全対策への理解の深化を促進することなどを通じて、届出医療機関数の割合の増加が促進される見込み。**

- ・ **医療安全支援センターへの相談(指標7)**について、医療関係者と患者の信頼関係をサポートする上で、患者の身近である二次医療圏において、**より一層の当該センターの役割の普及が必要。**令和4年度は目標を達成しない見込みとなったが、**新型コロナウイルス感染症流行の影響の低下に伴い、今後の実績値の改善が期待される。**

- ・ **院内感染対策講習会の初回受講者数の割合(指標8)**については、令和3年度に引き続き目標値を達成している。今後新興感染症が発生・まん延した場合に備え、**引き続き初回受講者数の増加に取り組んで行く必要。**

- ・ **病院の立入検査(指標9)**については、指標である立入検査項目の遵守率は高い水準を維持しており、令和4年度も目標達成見込みであることから、地域における**医療安全、医療の質の向上に繋がっている**と考える。

## 次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

### 【達成目標1 医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止】

- ・ **医療事故情報収集等事業に係るWebアクセス件数（指標1）は主要な指標からは外すこととする。**  
また、より事業の浸透を図るために医療事故情報収集等事業の参加登録申請医療機関数をさらに増加させる必要があるため、実施主体である日本医療機能評価機構が行う講演や各種報告書の中で登録を呼びかけてもらうことにより**事業の周知を行うなど、同事業の医療事故報告件数（参考指標4）の実績値の増加を含めた取組を行う。**
- ・ **産科医療補償制度の再発防止に関する分析（指標2）については、順調に分析件数が推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。**

### 【達成目標2 医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備】

- ・ **診療報酬の「医療安全対策加算」（指標6）については、医療安全に関する研修を医療施設の管理者が受講することを促進することなどを通じて、引き続き目標達成を目指していく。**
- ・ **医療安全支援センターへの相談（指標7）については、順調に相談件数が推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。**
- ・ **院内感染対策講習会（指標8）については、より多くの医療従事者に講習会を受講していただき、院内感染対策の知識が医療従事者に周知されるよう、実績報告書や受講アンケートに基づき、講習内容の更なる改善に取り組むこととする。**
- ・ **病院の立入検査（指標9）については、引き続き、当該指標の達成を通じて更なる医療安全・医療の質の向上に努める。**



# 医療事故情報収集等事業

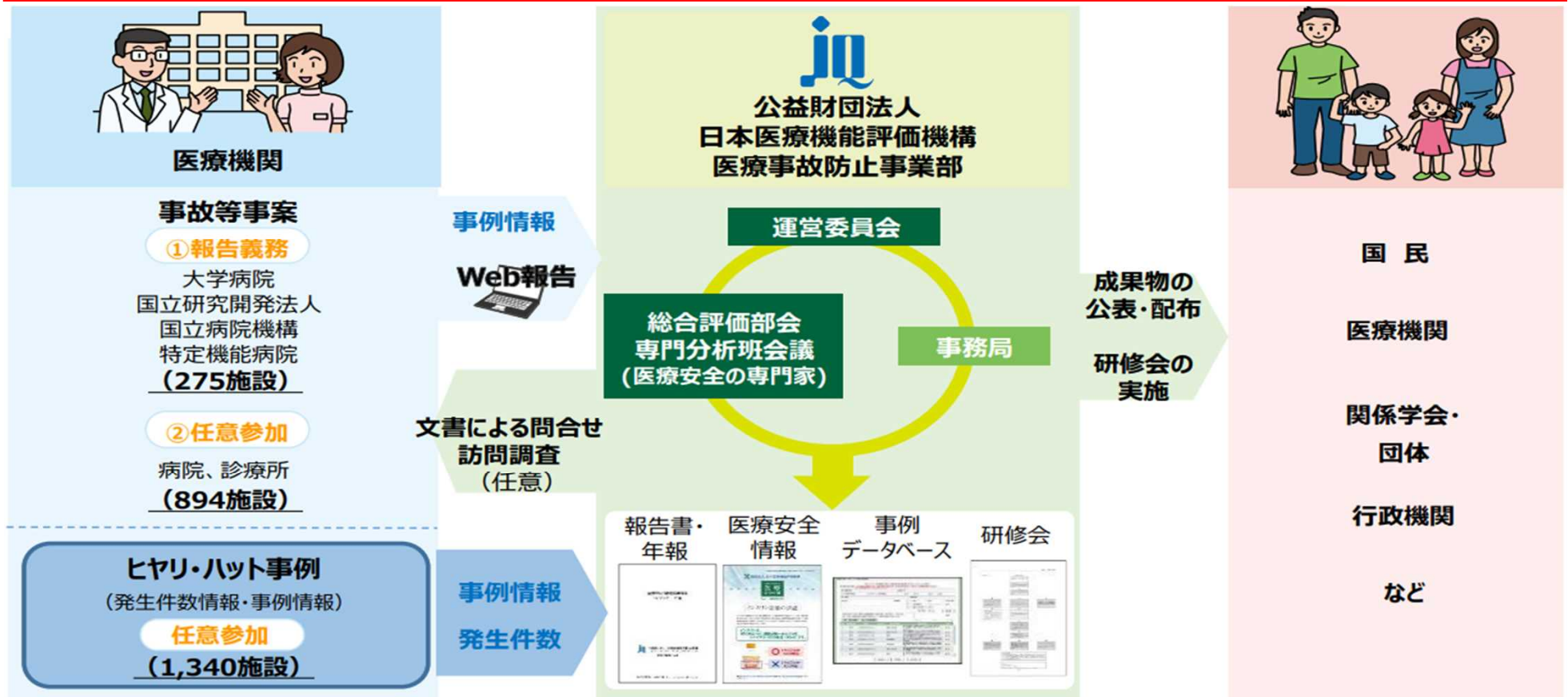
令和5年度予算額（令和4年度予算額）：93,748千円（93,748千円）

## ○事業の目的

医療機関から収集した事故等事案やヒヤリ・ハット事例を分析の上提供することにより、医療安全対策に有用な情報を医療機関に広く共有するとともに、国民に対して情報を公開することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。

## ○事業の流れ

報告された事例を分析し、報告書や年報、医療安全情報を作成しています。それらは、報告された事例と共に、ホームページで公開しています。また、事例の報告の質を高めいただくことを目的として、参加医療機関を対象に研修会を開催しています。

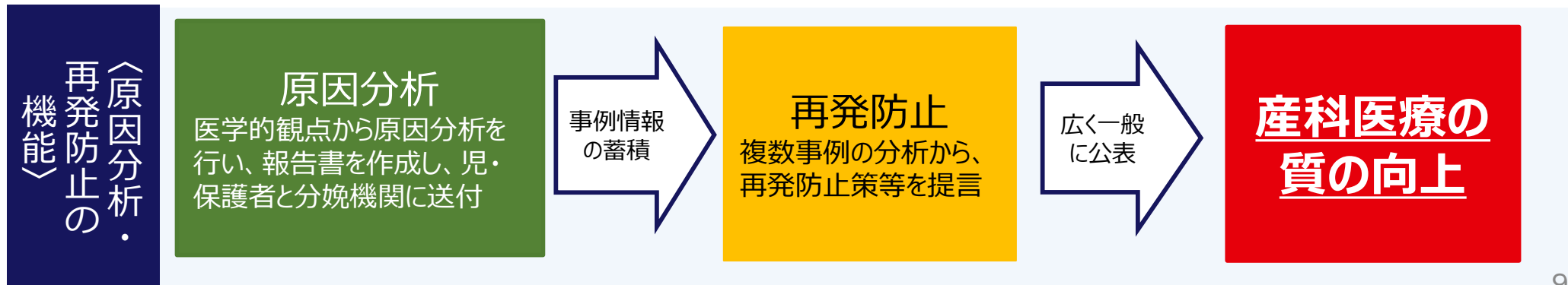
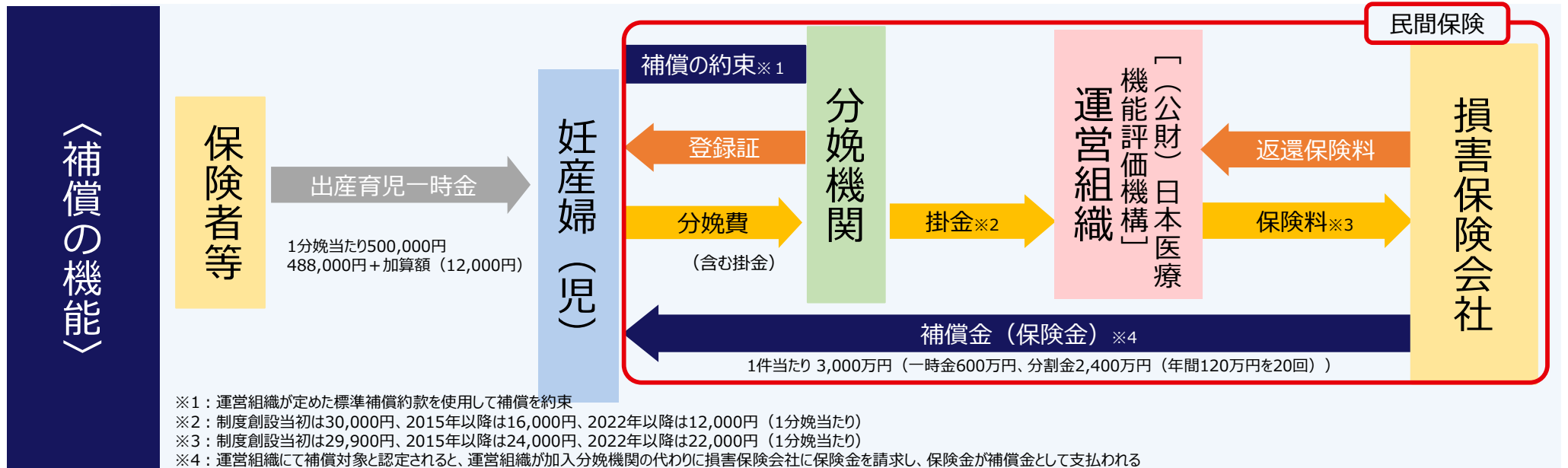


※施設数は令和5年3月31日現在

# 産科医療補償制度について

令和5年度予算額（令和4年度予算額）：105,891千円（105,891千円）

産科医療補償制度は、2009年1月より、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して発症した脳性麻痺児に対する救済及び紛争の早期解決を図るとともに、原因分析を通じて産科医療の質の向上を図ることを目的として創設された。



# 医療事故調査の流れについて

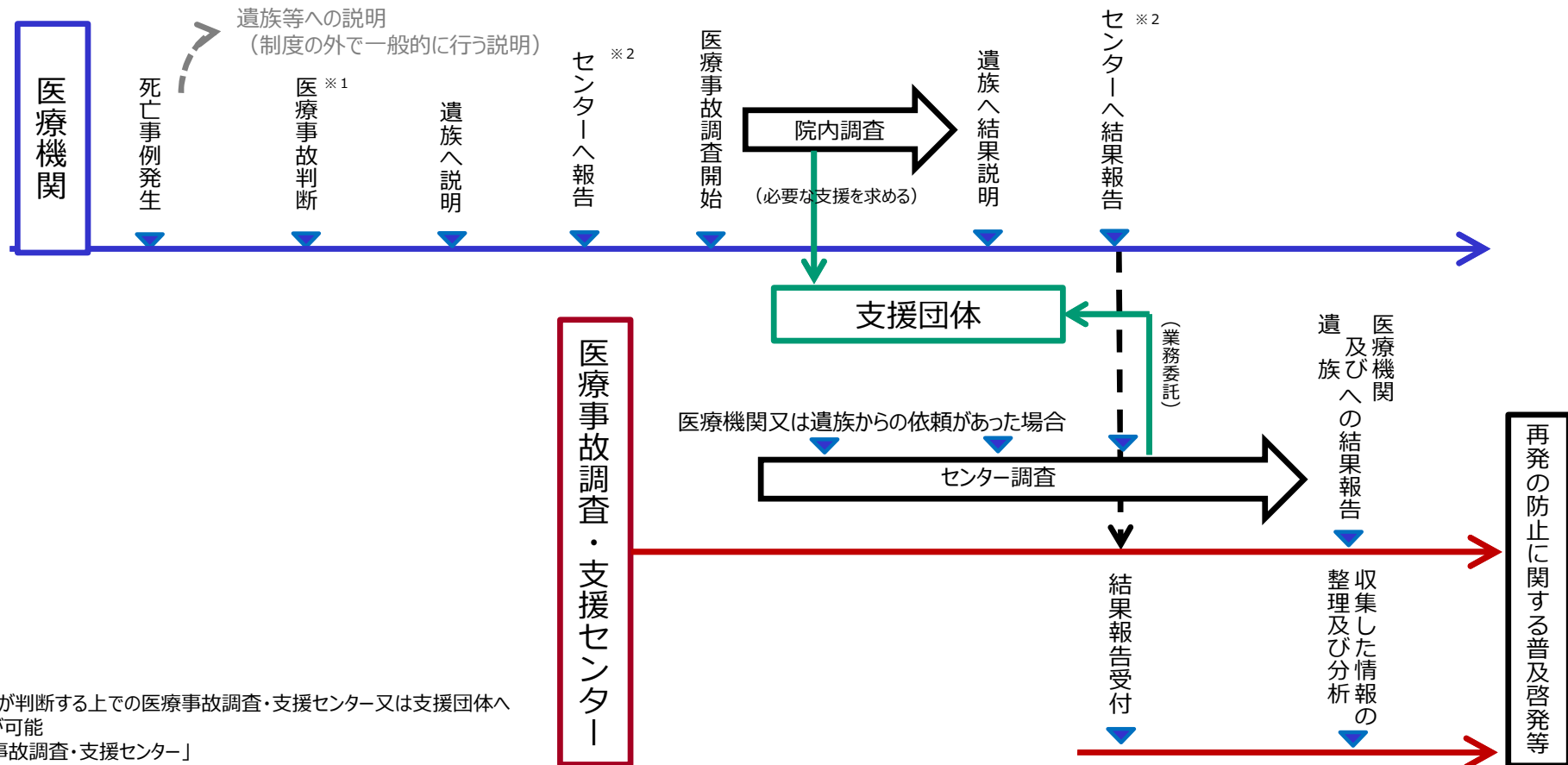
令和5年度予算額（令和4年度予算額）：753,934千円（753,934千円）

## ○ 医療事故の定義

**対象となる医療事故**は、「医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったもの」である。

## ○ 本制度における調査の流れ

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は、**遺族への説明**、医療事故調査・支援センター（※）へ**報告**、必要な**調査の実施**、調査結果について**遺族への説明及びセンターへの報告**を行う。
  - **医療機関又は遺族から調査の依頼**があったものについて、**センターが調査**を行い、その結果を**医療機関及び遺族への報告**を行う。
  - センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る**整理・分析**を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。
- ※(1)医療機関への支援、(2)院内調査結果の整理・分析、(3)遺族又は医療機関からの求めに応じて行う調査の実施、(4)再発の防止に関する普及啓発、(5)医療事故に係る調査に携わる者への研修等を適切かつ確実に**新たな民間組織を指定**。



※1 管理者が判断する上での医療事故調査・支援センター又は支援団体へ相談が可能

※2 「医療事故調査・支援センター」

# 支援団体等連絡協議会運営事業

令和5年度予算額（令和4年度予算額）：52,000千円（65,000千円）

## <支援団体等連絡協議会の設置根拠>

医療法施行規則第1条の10の5第1項に基づき設置。（医療事故調査等支援団体が参画）

## <支援団体等連絡協議会の目的>

- 医療事故調査を行うために必要な支援（※）を行う支援団体間の情報共有を図る
- 病院等の管理者が行う報告及び医療事故調査並びに支援団体が行う支援の円滑実施のための研修を行う
- 病院等の管理者に対して支援団体を紹介する

（※）必要な支援とは

- ①医療事故の判断に関する相談 ②調査手法に関する相談、助言（医療事故に関する情報の収集・整理） ③院内事故調査委員会の設置・運営に関する支援（委員会の開催など） ④解剖、死亡時画像診断に関する支援（施設・設備等の提供を含む） ⑤院内調査に必要な専門家の派遣

## <事業内容>

- 支援団体等連絡協議会（地方協議会）の運営
- 支援団体等連絡協議会（中央協議会）の運営
- 研修の実施
- 事務局業務（支援団体紹介業務）
- 上記に付随する業務で、必要と判断したもの

## <事業実施主体>

公益社団法人日本医師会（平成29年度～）へ運営費補助

- 支援団体連絡協議会を中央組織として1カ所、地方組織として都道府県毎に設置
- 協議会の中では判断に苦慮する事案などを共有、標準的な取扱いについて意見交換する
- 中央には医療事故調査・支援センターも参加

### 地方

### 意見交換



### 中央

### 意見交換



医療事故調査制度の運用の改善を図り、医療安全の確保に資することを目的とする。

# 医療安全対策加算

## A 2 3 4 医療安全対策加算（入院初日）

1 医療安全対策加算 1 85点

2 医療安全対策加算 2 30点

注 1 別に厚生労働大臣が定める組織的な医療安全対策に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、医療安全対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

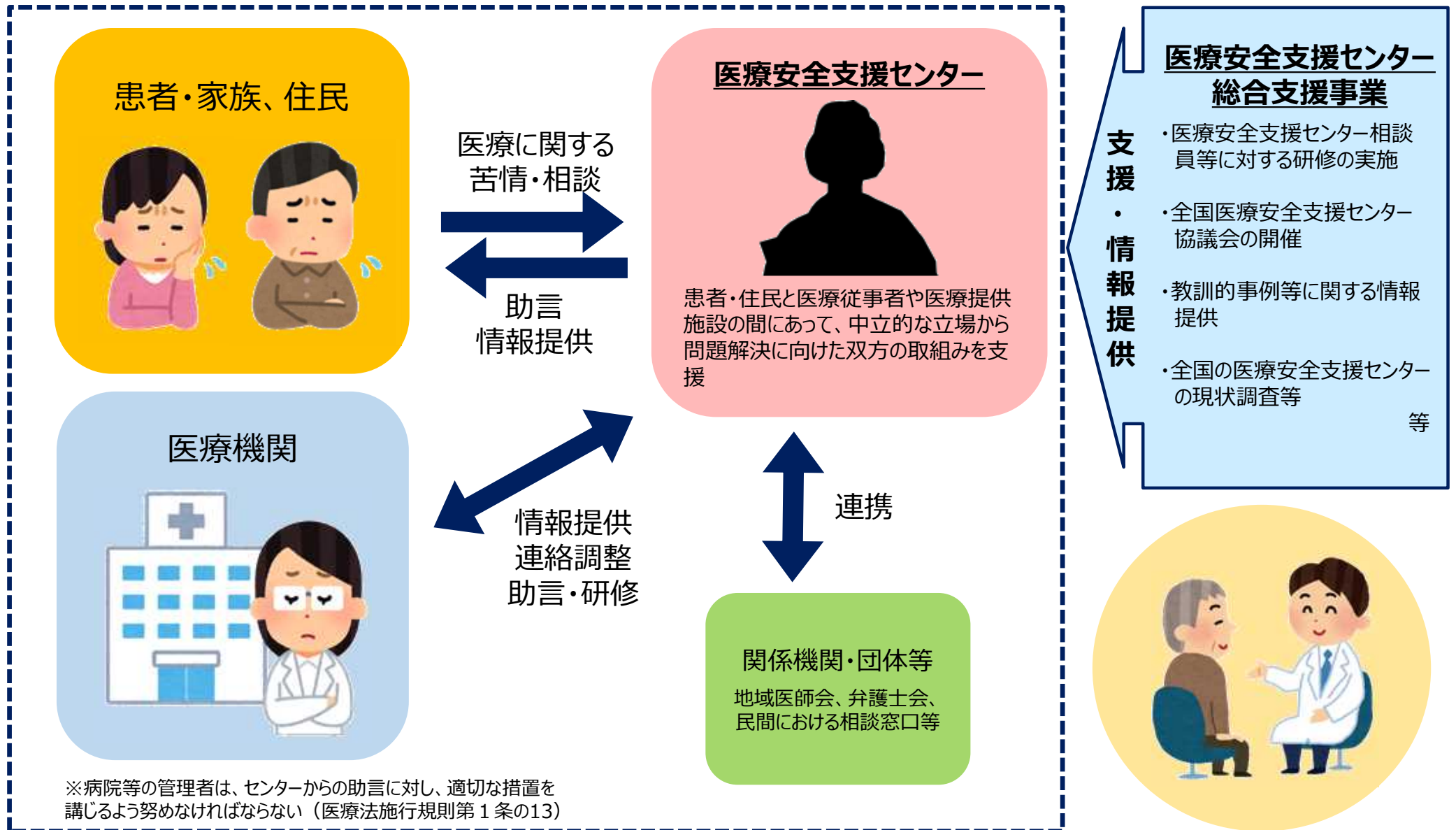
2 医療安全対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（特定機能病院を除く。）に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 医療安全対策地域連携加算 1 50点

ロ 医療安全対策地域連携加算 2 20点

# 医療安全支援センターによる 患者等と医療機関の信頼関係構築のための支援

令和5年度予算額（令和4年度予算額）：18,061千円（23,192千円）



# 院内感染対策講習会

令和5年度当初予算額 12百万円 (15百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 院内感染対策に関して、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者と行政担当者へ伝達することで、地域全体の院内感染対策の質の向上を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- ・ 全国の医療従事者（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等）及び院内感染対策に関する業務を実施する行政機関（保健所等）の職員を対象とした講習会を開催し、院内感染対策に関する最新の科学的知見に基づく講義を行う。

<令和4年度の実施内容>

### 講習会①

地域において指導的立場を担うことが期待される病院等に勤務する医師、歯科医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師を対象  
(計11講座)

### 講習会②

地域の医療連携体制が求められる病院、診療所（有床、無床）、助産所等に勤務する者を対象 (計10講座)

### 講習会③

院内感染対策等の業務を実施する行政機関（特に保健所）の担当者を対象  
(計3講座)

講習会④ 新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会  
医療機関等に勤務するすべての医療従事者等を対象

- ・講習会①、②をeラーニングで開催（修了者①2,000人、②8,000人に対し、受講証書を交付）
- ・講習会③、④については厚生労働省HP上で講義動画・資料を公開（受講証書の交付なし）



## 3 実施主体

- ◆ 実施主体：民間事業者（委託事業）

## 4 事業実績

- ◆ 受講修了者数：2,094人（令和元年度）、2,027人（令和3年度）  
※令和2年度は、受講対象をすべての医療従事者とし、HP上で講義資料等を公開したため集計していない。

# 2023年度医療機関行政情報システム予算 令和5年度予算額 0.1億円（令和4年度当初予算額 0.1億円）

## 要求概要

- 医療法第25条第1項の規定に基づく医療機関（病院、診療所）への立入検査については、毎年度、地方自治体（都道府県、政令指定都市、保健所設置市、東京23区）が実施している。

厚生労働省においては、医療法第25条第1項の立入検査の実施を通じて、地域における適切かつ効率的な医療の提供体制を整備し、医療の質の向上を図る必要がある。そのため、地方自治体が実施した当該立入検査の結果について、翌年度にその報告を受け、集計・編集・分析を行うことにより、全国の医療機関の状況を把握し、検査結果を公表しているほか、医療関係法令の改正等の参考資料として活用しているところである。

地方自治体からの報告に当たり、立入検査結果の報告データの集積システムを構築することにより、医療機関が医療関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否か等について、迅速かつ正確に報告や分析を行うことが可能となるため、当該システムの整備及び運用・保守に関する費用を要求するものである。

### (1) システム改修（外部委託）

- ① 制度改正に伴うシステム改修
- ② 機能改善のための改修等（地方自治体報告に係る機能改善を予定）に係る経費（0.05億円）

### (2) システム運用・保守（外部委託）

- ① 地方自治体の報告作成に当たり、システムの操作方法等の照会等に対するサポート
- ② 厚労省における報告内容の集計・分析等に対するバックアップのほか、厚労省からの依頼によるデータ抽出等
- ③ 保健所が新設・分割・合併された場合のシステム対応（新設等の翌年度）に係る経費（0.06億円）

## 業務イメージ

★の各端末に本システムをインストール

